

# 四街道市バドミントン協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、四街道市バドミントン協会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を会長又は副会長宅におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、四街道市におけるバドミントン競技の普及振興を図るとともに、バドミントン愛好者及び市民相互の親睦発展・健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 競技会の主催および後援
- 2 講習会の開催
- 3 指導者の育成、派遣
- 4 関係協会からの要請による事業及び行事への参加
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織および役員

(組織)

第5条 本会は、協会主旨に賛同するバドミントン競技団体で、次のいずれかの条件を備えた者の加盟をもって組織する。

- 1 四街道市に所在する競技団体
- 2 本会が承認した者

(登録)

第6条 本会に加盟を希望する団体は、所定の登録用紙に記入提出するものとする。

(理事)

第7条 各加盟団体は、1名ないし複数名の代表を協会理事として推薦する。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- |     |     |
|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 顧 問 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 会 計 | 若干名 |

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、会議を主催し会の運営を統括する、とともに対外的に本会を代表し、会務を遂行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に都合、事故ある場合、その職務を代行する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べる。
- 4 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 5 会計は、本会の収入・運営費一切を管理する。

(役員を選出方法)

第10条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長および副会長は、総会において選出する。
- 2 顧問は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 理事は、加盟団体の推薦及び会員の互選により会長が委嘱する。
- 4 会計は、理事の互選により会長が委嘱する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、その職務を代行する。

## 第4章 会議及び運営

(総会)

第12条 本会の運営は、次に示す総会の決定により行う。

- 1 定期総会…毎年1回4月に会長が招集する。
- 2 臨時総会…役員からの要望により、会長が必要と認めた時に招集する。

(総会構成員)

第13条 本会総会の構成員は、役員及び加盟団体の代表者とする。

(総会審議事項)

第14条 総会において、次の事項を審議または決議する。

- 1 事業計画および予算
- 2 事業報告および決算
- 3 役員を選出
- 4 規約の改廃
- 5 その他、必要な事項

(理事会)

第15条 本会の各種事業遂行のため、会長の招集により、適時理事会を開催する。

(議決)

第16条 会議は、構成員の過半数の出席(代理人を認める)をもって成立し、出席者の過半数の賛否により議決する。

## 第5章 会計

(運営収入)

第17条 本会の運営費は、参加費、助成金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 附則

(細則)

第19条 本会規約の施行に関し必要な細則は、理事会の決議を経て会長が定める。

(施行)

第20条 本会規約は、昭和61年11月2日より施行する。

2平成18年6月1日に改訂施行する。

3平成23年4月1日に改定施行する。

以上